

「特殊支配同族会社の役員給与にかかる 損金不算入措置(法人税法35条)」の廃止 運動について(H22年度本連盟要望実現)

- ◇H17年12月15日、事前の説明が不十分なまま「特殊 支配同族会社役員給与の損金不算入措置」が与党税 制改正大綱として決定された。
- ◇H17年11月~18年3月にかけて、日税政、東京会そして単位税政連と連携し「特殊支配同族会社の役員 給与の損金不算入措置」に対応した。その結果、衆 参の与野党議員が国会審議で質疑を行った。
- ◇H18年1月17日の閣議決定を経て2月3日に「所得税等の一部を改正する法律案」として国会上程され、 3月2日の衆議院本会議及び3月27日の参議院本会議での採決により可決成立した。
- ◇H18年10月30日付の日税政と本連盟の連名により、 この措置の適用停止を求める要望書「特殊支配同族 会社役員給与の損金不算入措置」で陳情等を行った。
- ◇H21年、平成19年度の税制改正で適用除外基準である基準所得金額が800万円から1600万円に引き上げられ、適用対象会社が減少した。しかし、所得税と法人税という租税体系を恣意的に解釈し、場当たり的な課税を推し進めるものであること、また、税負担の公平性を欠くものであり、会社法制定の趣旨から外れていること等により廃止に向けた運動を引き続き展開した。
- ◇H22年「特殊支配同族会社役員損金不算入制度(法人税法35条)来年度改正で廃止決定!」
- *政府税調は、H23年度の改正でオーナー給与に係る 課税のあり方について、給与所得控除を含む所得税 のあり方についての議論の中で、個人事業者との課 税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消す るための抜本的な検討を行うこととしている。(第 178号1面記事)
- ◇H28年度要望「役員給与の損金不算入規定を見直す こと。(法法34継続)」×15面及びHP参照

1997(H9)年

1990 (平成2) 年7月20日 【第100号】

地方公共団体に 外部監査を導入 **税理士を明記**

1972(S47)年

税理士会の反対で 商法改正法案の国 会提出見送り

1964(S39)年

税理士法改正法案 を国会上程→廃案

1956(S31)年

改正税理士法施行 →間接強制入会、 特別試験

1951 (S26)年

税理士法施行、税務代理士法廃止(全国での登録者数は、4,438名、そのうち東京会は1,009名)







9 9 8 7 0 9 9 9 9 5 5 4 1 0 9 996 962 956 998 年 H 10 田世 H 8 \widehat{H}_{7} H 5 H 9 H 6 H 3 H 2 S S S 262524 ・消費税法改正案が成立・地価税法が成立 →廃案・国税通則法公布・国税通則法公布 ・第2次オイルショック ●配、成立(登録即入会 ●応、成立(登録即入会議 ●でで、「権利・義務」 する規定の改正等) 中央省庁基本法発足日本版金融ビッグバン 三洋証券、山一証券は プラザ合意 (円高進む)イラン・イラク全面戦争。 万公共団体の外部監査制子帳簿保存法が施行 主なできごと 国税局設置される (元号を平成) 税務代理士法 一会議に関へ Ñ 某

